

16 経営第 7980 号  
平成 17 年 4 月 1 日

地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事  
全国農業会議所  
会長 太田 豊秋  
全国農業協同組合中央会  
会長 宮田 勇  
社団法人 全国農地保有合理化協会  
会長 田中 宏尚  
全国土地改良事業団体連合会  
会長 野中 広務

} あて

農林水産省経営局長

#### 担い手農地情報活用集積促進事業実施要領の運用について

担い手農地情報活用集積促進事業の実施については、先に担い手農地情報活用集積促進事業実施要領(平成17年4月1日付け16経営第7979号農林水産事務次官依命通知)が定められたところであるが、その運用について別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の円滑かつ適切な実施に特段の御配慮をお願いします。

(別紙)

第1 事業内容

1 市町村等事業

(1) 担い手農地情報活用事業

ア 農地情報活用企画事業

担い手農地情報活用集積促進事業実施要領(平成17年4月1日付け16経営第7979号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。)第2の1の(1)のアの(ア)の事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 農地情報活用委員会の設置及び運営

a 農地情報活用委員会(以下「委員会」という。)は、市町村の区域を基本に、地域の実情に応じその区域を設定して設置するものとし、市町村、学識経験者、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区及び農地保有合理化法人等地域の実情に応じてその委員を構成するものとする。

また、委員会の設置に当たっては、これと同様の推進体制が整備されている場合には、その活用を図ることができるものとする。

b 委員会の庶務等その他運営に関する事項は、実施主体が行うものとする。

c 実施主体は、本事業を適正かつ効率的に行うため、委員会の運営等に係る規約を定めるものとする。

d 委員会は、委員名簿、委員会の運営等に係る規約、農地情報活用集積促進計画(以下「促進計画」という。)及び活動報告等について、インターネット、広報誌等委員会の決定により公開に努めるものとする。

(イ) 委員会の取組

a 本事業により担い手への農用地の利用集積が計画的・効果的に行われるよう促進計画を策定するとともに、促進計画の点検及び見直しを行う。

なお、促進計画の参考様式は、様式第1号のとおりとする。

b 農用地に関する利用権の設定等及び農作業受委託の状況その他現在の農用地の利用状況並びに今後の農用地の利用計画の意向を把握するための農業者の営農実態・意向調査に係る利用権設定等意向調査計画を立案する。

なお、利用権設定等意向調査計画の参考様式は、様式第2号のとおりとする。

c 本事業の実施に必要な、農地情報整備に係る農家資格、農地情報の公開に係る基準(以下「公開基準」という。)農地公募規程を作成する。

d 要領第2の1の(3)のアの農地利用プランの検討、作成等を行う。

e その他本事業の実施に必要なことを検討する。

f 実施主体は、委員会を開催した場合には、様式第3号により議事録を作成するものとする。

イ 農地情報整備事業

要領第2の1の(1)のアの(イ)の事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 農家意向調査票の作成

農家意向調査票の作成に当たっては、次の中から必要な項目を選定して作成するものとする。

a 農用地の売買、貸借及び作業受委託の意向

b 農作物のこれまでの作付けと今後の作付け予定の希望

c 農用地の整備状況(大型機械導入の可否及び水管理条件等)

d 遊休農地又は遊休農地になるおそれがある農地の今後の活用状況

e その他の農地流動化に関する情報

(イ) 農家意向調査の実施

a 調査方法等

調査方法は、(ア)で作成した調査票に基づいて調査員の訪問による聞き取り、調査票の郵送、電話による聞き取り、パソコン端末等を用いた情報通信技術の活用等により実施するものとする。この場合、実施主体は農地情報の公開等に対する各農家への調整活動を同時に行うことができることとする。

b 調査員の設置

実施主体は、必要に応じて、農業委員、農業協同組合の職員、土地改良区職員、地域の農業・農用地事情に精通している者等のうち適当と認められる者の中から実施主体の長が委嘱してaに規定する調査員を設置することができる。また、調査員は活動記録を様式第4号により作成するものとする。

(ウ) 調査結果の整理

実施主体は、(イ)で実施した調査票を回収し、集計を行うものとする。なお、当該集計結果については、円滑な農用地の利用調整に資するよう速やかに農地情報整理台帳を整備するものとする。

なお、農地情報整理台帳の参考様式は、様式第5号のとおりとする。

(I) 農地情報整備活動の実施

(イ)の農家意向調査の他、農地基本台帳等を活用し、本事業により農用地の利用集積を進める上で必要な情報を集約、整理し、台帳又はパソコン端末のデータベースを作成する。また、集約、整理された農用地の流動化に関する情報(以下「流動化情報」という。)は地図情報システムの導入等により図化し、円滑な農用地の利用調整に資するよう積極的な活用を図るものとする。なお、集約、整理を行うに当たっては、権利関係情報、意向情報、作物情報、農用地情報及びその他農地流動化に必要な情報について実施主体が地域性を勘案し、必要な項目を選択して行うものとする。

(オ) 農地情報公開台帳の整備

実施主体は、(ウ)で集計された農地情報のうち、第三者への公開の同意が得られた農地情報について農地情報公開台帳(以下「公開台帳」という。)に集約、整理する。

(カ) 委員会における検討

(ア)の農家意向調査で得られた今後の土地利用の意向及び農作業の作業受委託を含めた流動化情報の分析、事業推進上の問題点の把握と改善策の検討及び本事業の推進に当たっての意見交換等を行う。

なお、実施主体は、委員会を開催した場合には、様式第3号により議事録を作成するものとする。

(キ) 事業推進活動の実施

実施主体は、本事業を円滑に推進するため、説明会を開催し、本事業の趣旨の周知徹底等を図るものとする。また、本事業の実効性を確保する観点から、集落説明会を開催する場合には、同時に関係農家の合意を得るなど効果的な事業の推進を図るものとする。

なお、実施主体は、説明会を実施した場合には、様式第6号により議事録を作成するものとする。

ウ 農地情報活用事業

要領第2の1の(1)の(イ)の(ウ)の事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 農地情報公開活動

イの(オ)の公開台帳は原則として公告縦覧を行うとともに、併せて地域の実情に応じてホームページへの掲載又は広報誌への掲載等委員会が決定した方法により公開する。

なお、公開台帳の公開に当たっては、個人情報保護条例、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政機関の保有する個人

情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守し、公開基準に反映させるなど必要な措置を講じるものとする。

(1) 委員会における農用地の利用調整

- a 委員会は、原則として、アの(イ)のcで作成された農地公募規程を活用し、農用地取得者及び利用権設定者の決定等を行う。
- b 本事業による農用地の利用調整において発生した問題の把握及び解決策の検討を行う。
- c その他、本事業による農用地の利用調整活動を推進する上で必要な事項について検討する。
- d 実施主体は、委員会を開催した場合には、様式第3号により議事録を作成するものとする。

(ウ) 市町村広域連携会議の開催

- a 複数の市町村等が参加する市町村広域連携会議を開催し、市町村の区域を越えた広域的な経営規模の拡大を図ろうとする担い手に対する調整等、本事業の効果的な実施を検討する。
- b 実施主体は、市町村広域連携会議を開催した場合には、様式第7号により議事録を作成するものとする。

(2) 担い手農地集積促進支援事業

ア 事業内容関係

要領第2の1の(2)のアの経営局長が別に定める基準は次の(ア)から(オ)のとおりとする。

(ア) 集積対象者等

- a 集積対象者は、認定農業者利用調整推進（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8620号農林水産事務次官依命通知）別表の政策目標の欄の のメニュー欄の認定農業者利用調整推進をいう。以下「調整推進」という。）等により新たな賃借権の設定又は農作業の委託を受け、今後5年間の農用地の集積の目標を定めた認定農業者経営改善計画の期間中に、おおむね次表に掲げる経営耕地面積以上になることが確実と認められる認定農業者（法人にあっては、主たる従事者が5人以下のものとする。）とする。

経営形態	経営耕地面積
水田作	都府県12ha（北海道21ha）
畑作	都府県5ha（北海道32ha）
露地野菜	4ha
果樹	3ha

- b aの経営耕地面積は次のとおりとする。

- (a) 経営耕地面積は、所有地、借入地、農作業受託地の農用地面積の総計とする。
- (b) (a)の農作業受託面積は、集積対象者と当該農用地につき耕作の権原を有する者との間で基幹的農作業を受委託することが契約書等の文書により明らかなもので、基幹的農作業ごとの受託面積の合計を基幹的農作業数で除した面積とする。
- (c) (b)の基幹的農作業は次のとおりとする。
  - 稲については、耕起・代かき、田植、収穫
  - 麦、大豆については、耕起・整地、播種、収穫
  - その他の作目にあっては、びに準ずる農作業とする。

(1) 集積要件

認定農業者農地集積促進費の集積要件は、集積対象者が、調整推進等の実施により、期間6年以上の新たな賃借権の設定又は農作業の委託を受け

経営耕地面積がおおむね次表に掲げる面積以上増加する場合とする。

経営形態	水田作	畑作	露地野菜	果樹
面積	1.0ha	0.5ha	0.4ha	0.3ha

- (ウ) 認定農業者農地集積促進費の交付対象者  
 認定農業者農地集積促進費の交付対象者は、集積対象者及び集積対象者に賃借権を設定する者又は農作業を委託する者を構成員とする次の団体（以下「交付対象団体」という。）とする。
- a 農用地利用改善団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を行う団体をいう。）
- b 次の要件をすべて満たす団体
- (a) 団体の活動区域の農用地所有者等の3分の2以上が構成員となっていること。
- (b) 組織の運営及び経理に関する規約を有していること。
- (c) 農用地の利用関係の改善に関する活動を行う団体であること。
- (d) 水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「構造改革実施要綱」という。）第3の2の規定に基づき、地域水田農業ビジョンが策定されている地域に存する団体にあつては、当該ビジョンの実現を図る活動を行う団体であること。
- (I) 交付対象農用地  
 認定農業者農地集積促進費の交付対象となる農用地は、調整推進等において(ア)及び(イ)の要件を満たす賃借権の設定又は農作業の受委託が行われた交付対象団体内の農用地とする。  
 ただし、次に掲げる農用地は除くものとする。
- a 高生産性農業集積促進事業（経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）第2の3の高生産性農業集積促進事業をいう。）が実施されている区域内の農用地
- b 高生産性草地流動化事業（担い手育成草地流動化促進事業実施要綱（平成8年5月10日付け8畜B第229号農林水産事務次官依命通知）第2の2の高生産性草地流動化事業をいう。）が実施されている区域内の農用地
- c 過去1年間に同一人間で賃借権の設定又は農作業の受委託を行っている農用地
- d 同一世帯員の間で賃借権等の設定又は農作業の受委託を行っている農用地
- (オ) 認定農業者農地集積促進費の単価
- a 認定農業者農地集積促進費の単価は、次表に掲げる金額とし、当該交付対象農用地が遊休農地の場合にあつては、当該基本額に加算額の欄に掲げる額を加算した金額とする。
- b aの遊休農地を解消する目的で賃借権の設定をした農地については、調整事業等を実施する時点において過去1年以上にわたり作物が栽培されておらず、この数年間に再び耕作する意思のない農地とする。ただし、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農水令第34号）第26条で定める事由に該当する場合及び構造改革実施要綱別紙1「水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の実施方法」第5の1に定める調整水田等により、生産調整をしている農地は除くものとする。

単位：107-ル当たり円

基本額	加算額
20,000円	10,000円

イ 認定農業者農地集積促進費の交付手続

- (ア) 認定農業者農地集積促進費の交付を受けようとする交付対象団体は、調整推進等による調整活動に参加し集積対象者の経営規模の拡大と効率的な農用地利用を図るための話し合い活動を行う他、集積対象者の経営規模の拡大を行う際に必要となる投資的経費、その他の規模拡大に伴う負担の経費の把握を行うものとする。また、実施に当たっては様式第8号により交付対象団体活動計画書を作成し、本事業の実施主体の長に提出するものとする。また、活動実施後は、その結果を様式第10号により当該実施主体の長に報告するものとする。
- (イ) 集積対象者は、調整推進等の実施に当たり、アの(ア)のaに規定する認定農業者経営改善計画を様式第9号により作成の上、交付対象団体に提出するものとする。
- (ウ) 実施主体の長は、(ア)の規定に基づき交付対象団体から提出された活動実績報告書の内容がアの(ア)から(オ)に定める基準に照らして適当であると認めるときは、認定農業者農地集積促進費を当該交付対象団体に交付するものとする。
- (I) (ウ)の認定農業者農地集積促進費の交付額は、交付対象農用地の面積にアの(オ)で定める認定農業者農地集積促進費の単価を乗じた金額の合計額又は交付対象団体が活動計画に基づき行った活動に要した経費のうち以下の活動に要した経費の合計額のいずれか小さい額とする。
- a 交付対象農用地の境界確定のための測量経費、畦畔撤去費等の規模拡大に伴う効率的な農用地利用に資する投資的経費
- b 交付対象農用地に対する石礫除去、切土、盛土等規模拡大に伴う負担に対する経費(ただし、小作料及び土地改良負担金を除く。)
- なお、交付上限額は集積対象者1人当たりの増加面積が5ヘクタールまでとし、集積対象者の経営耕地面積がアの(ア)のaに掲げる経営耕地面積になるまでとする。

ウ 認定農業者農地集積促進費の適正な管理について

- (ア) 実施主体は、様式第11号による認定農業者農地集積促進費交付台帳を整備するとともに、次のa及びbの図面を作成するものとする。
- a 「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」(平成12年4月1日付け12構改C第261号構造改善局長通知。以下「農振制度ガイドライン」という。)第5の2の(6)のイに規定する図面の写し又はこれに準ずる図面に認定農業者農地集積促進費の交付対象となった農用地を明示したもの。
- b 農振制度ガイドライン第5の2の(6)のエに規定する図面の写し又はこれに準ずる図面に交付対象団体の区域を明示したもの。
- (イ) 実施主体は、農業委員会等の協力を得て、認定農業者農地集積促進費の交付対象となった農用地の現地確認等を通じた利用状況の把握を行うものとする。
- (ウ) 実施主体は、(イ)の利用状況の把握により認定農業者農地集積促進費の集積対象者が次の各号に該当すると認める場合には、原則として認定農業者農地集積促進費の全額又は一部の返還を求めるものとする。ただし、災害による農用地の崩壊、公用・公共用に供するための買収により賃借権又は農作業の委託が途中解約された場合及び集積対象者の事故や死亡により賃借権又は農作業の受託の継続が困難な場合等やむを得ない事情のある場合等は、返還を免除することができるものとする。
- a アの(ア)から(オ)に定める基準に違反することとなったとき
- b 不正の手段により認定農業者農地集積促進費の交付を受けたとき
- c 認定農業者農地集積促進費の交付対象となった農用地に係る賃借権設

定又は農作業受委託の存続期間満了前にその契約を解除する場合に至ったとき

- (I) 実施主体は、認定農業者農地集積促進費の交付対象団体に対し、集積対象者が(ウ)のaからcのいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を実施主体に届け出るように指導するものとする。
  - (オ) 実施主体は、ウの規定に基づき認定農業者農地集積促進費の返還を求めるときは、文書によりその旨を交付対象団体に通知するとともに、その旨認定農業者農地集積促進費交付台帳に記載するものとする。
  - (カ) 実施主体は、認定農業者農地集積促進費の交付を受けた交付対象団体に対して、必要に応じて認定農業者農地集積促進費の用途に関する報告を求めることができる。
- (3) 担い手農地集積促進整備事業関係
- ア 事業内容関係
- (ア) 要領第2の1の(3)のアの農地利用プランの作成に当たっては、次に留意するものとする。
    - a 農地利用プランは、当該プランを作成した年度の4月1日から5年間について定めるものとし、その様式は様式第12号によるものとする。
    - b 農地利用プランの対象となる地区は、次の(a)及び(b)の要件を満たすものとする。
      - (a) 次のいずれかに該当する地区であって、育成すべき農業経営への農用地の利用集積を更に進める必要のある地区  
ほ場整備等の基盤整備が完了しており、かつ、農地利用プランの作成に向けての気運が醸成されている地区  
本事業実施年度の前年度までに土地利用調整事業（担い手育成基盤整備関連流動化促進事業実施要綱(平成9年10月8日付け9構改D第641号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手育成要綱」という。)第2の(2)による事業をいう。)が終了した地区
      - (b) 次の要件を満たすことが确实と認められる地区  
農地利用プランの期間を通じた農地利用集積増加率が30%以上となること。  
農地利用プランを策定した年度における農地利用集積増加率に相当する面積が、当該プランの期間を通じた農地利用集積増加率に相当する面積の1/5以上となること。  
なお、農地利用集積増加率は、事業実施地区内の農用地面積に対する、基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等及び農用地につき耕作の権原を有する者との農作業受委託契約の締結により集積対象者に利用の集積がなされた農用地の増加面積の割合とする。
    - c 集積対象者は、次に掲げる者とする。
      - (a) 認定農業者  
基盤強化法第12条第1項の認定を受けた認定農業者
      - (b) 基本構想水準到達者  
基盤強化法第6条に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している農業者（認定農業者を除く。）
      - (c) 市町村が育成しようとする農業者  
(a)及び(b)のほか、将来にわたって経営規模の拡大を行おうとする者で地域の農業の担い手になるべき者として市町村長が特に認める者
    - d 農地利用プランを作成する実施主体は、農地の利用集積に関する先進地区のリーダー等を招へいし、農地利用プランの作成に必要なノウハウの提供を受けることができる。
    - e 次に掲げるいずれかの事業を実施した地区であって、集積対象者が隣

接地区を加えて集積する場合等には、農地利用プランを変更して事業を継続することができるものとする。

- (a) 利用集積緊急推進事業（農業経営総合対策実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知）別表2の利用集積緊急推進事業をいう。）
- (b) 農業構造転換地域連携事業（農地利用集積実践事業実施要領（平成15年4月1日付け14経営第7045号農林水産省経営局通知）第2の農業構造転換地域連携事業をいう。）
- f 農地保有合理化法人以外の者が実施主体の場合にあっては、農地保有合理化事業との連携により、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- (1) 要領第2の1の(3)のアのほ場条件の簡易な整備とは、当該整備の工種に係る費用が、その実施後において期待される当該工種に係る受益農地の平均的な土地純利益に当該工種の通常の耐用年数に相当する年数を乗じて得た額の範囲内において賄える簡易なものに限るものとし、その内容は次のとおりとする。  
ただし、大区画ほ場整備促進支援事業（担い手育成要綱第2の(4)の事業をいう。）を実施している区域においては、実施しないものとする。

工 種	内 容
ア 障害物の除去	耕作に支障となる木竹の抜根、石礫の除去等
イ 深耕	作物を栽培する上で必要な作土深の確保
ウ 整地	切土、盛土、均平、畦畔の補修等
エ 客土	搬入客土、反転客土
オ 暗きょ排水	集水暗きょ、弾丸暗きょ等簡易な暗きょの設置等
カ かんがい排水	末端の農業用排水路の改良、補修、しゅんせつ
キ 農道の整備	農業用末端耕作道（有効幅員3メートル以下のものに限る。）の改良、補修
ク 有機物の投入	堆きゅう肥、作物残渣等の有機物の投入
ケ その他	経営的、技術的に斬新なもの又はアからクに準ずるものであって、当該実施地区の特性に即した農用地利用の集積を図る上で必要であり、かつ、補助事業として適切なもの

## 2 全国農地保有合理化協会事業

要領第2の2の(1)の事業の内容は、次のとおりとする。

### (1) 農地情報活用企画委員会の設置及び運営

ア 農地情報活用企画委員会（以下「企画委員会」という。）は、全国段階において、学識経験者、全国農業会議所及び農林水産省の関係職員等により構成するものとする。

イ 企画委員会の庶務等その他運営に関する事項は、社団法人全国農地保有合理化協会（以下「合理化協会」という。）が行うものとする。

ウ 企画委員会は、委員名簿、活動報告等について、インターネット、広報誌等委員会の決定により公開に努めることとする。

### (2) 企画委員会の取り組み

ア 農地情報公開基準例、農地公募規程例等の作成及び改正を行うこと。

イ 本事業の実施に関する事例及び課題等の検討等を行うこと。

ウ 合理化協会は、企画委員会を開催した場合には、様式第13号により議事録を作成するものとする。

### (3) 本事業の推進に係るホームページの構築・管理活動

## 3 都道府県農業団体事業

要領第2の3の(1)の事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 本事業の適正かつ円滑な実施、普及・推進及び関連施策と連携した地域の農地流動化の効果的な推進に係る現地指導及び助言を行うこと。
- (2) 本事業の適正かつ円滑な実施、普及・推進及び関連施策と連携した地域の農地流動化の効果的な推進のため、担い手への農地の集団的集積等の優良事例の調査及びそれを活用した実践ハンドブック等の資料の作成・配布等を行うこと。
- (3) 本事業の推進に係るホームページの構築・管理活動を行うこと。
- (4) 農地保有合理化法人が行う基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業との連携を図ること。

#### 4 都道府県事業

要領第2の4の(1)の事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 本事業の趣旨の徹底及び関連施策と連携した地域の農地流動化の効果的な推進を図るため、検討会を開催すること。
- (2) 本事業の適正かつ円滑な実施、普及・推進及び関連施策と連携した地域の農地流動化の効果的な推進に係る現地指導及び助言等を行うこと。なお、必要に応じて、現地の農業者の代表等で地域の農地事情に精通しているものを活用しつつ、現地指導を行うこと。
- (3) 本事業の適正かつ円滑な実施、普及・推進及び関連施策と連携した地域の農地流動化の効果的な推進を目的とした資料等を作成すること。
- (4) 本事業の推進に係るホームページの構築・管理活動を行うこと。
- (5) 農地保有合理化法人が行う基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業との連携を図ること。

## 第2 事業計画の提出及び事業実績の報告

### 1 市町村等事業

#### (1) 担い手農地情報活用事業

ア 要領第2の1の(1)のイの事業計画書は、様式第14号によるものとする。

ただし、要領第2の1の(1)のイの(イ)から(オ)に規定する実施主体は、その事業の実施区域の市町村長（2以上の市町村を区域として事業計画を作成する実施主体にあつては、事業計画提出に当たり、関係市町村の長で調整の上、主たる市町村の長）を経由して都道府県知事に提出するものとする。

イ 要領第2の1の(1)のオの事業実績報告書は、様式第14号によるものとし、事業実施年度の翌年度の5月末日までに行う。また、農地利用プランを作成した実施主体は、様式第15号により、農地利用プランの期間中（事業実施年度を除く）は、毎年度その達成状況の報告を行うものとする。

ただし、要領第2の1の(1)のイの(イ)から(オ)に規定する実施主体は、その事業の実施区域の市町村長を経由して都道府県知事に報告するものとする。

#### (2) 担い手農地集積促進支援事業

ア 要領第2の1の(2)のイの事業計画書は、様式第14号によるものとする。

イ 要領第2の1の(2)のオの実績報告書は、様式第14号によるものとし、事業実施年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

ウ 実施主体は、本事業における集積対象者が調整推進等の実施に当たって作成した認定農業者経営改善計画の期間中、毎年度、その達成状況を様式第16号により都道府県知事に報告し、都道府県知事は、報告をとりまとめの上、地方農政局長等に提出するものとする。

#### (3) 担い手農地集積促進整備事業

ア 要領第2の1の(3)のイの事業計画書は、様式第14号によるものとする。

イ 要領第2の1の(3)のオの実績報告書は、様式第14号によるものとし、事業実施年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

### 2 全国農地保有合理化協会事業

- (1) 要領第2の2の(4)の事業計画書は、様式第17号によるものとする。
- (2) 要領第2の2の(5)の実績報告書は、様式第17号によるものとし、事業実施年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

3 都道府県農業団体事業

- (1) 要領第2の3の(4)の事業計画書は、様式第18号によるものとする。
- (2) 要領第2の3の(5)の実績報告書は、様式第18号によるものとし、事業実施年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

4 都道府県事業

- (1) 要領第2の4の(4)の事業計画書は、様式第19号によるものとする。
- (2) 要領第2の4の(5)の実績報告書は、様式第19号によるものとし、事業実施年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

第3 様式

- 1 農地情報活用集積促進計画書(様式第1号)
- 2 利用権設定等意向調査計画書(様式第2号)
- 3 委員会議事録(様式第3号)
- 4 調査員活動記録(様式第4号)
- 5 農地情報整理台帳(様式第5号)
- 6 説明会議事録(様式第6号)
- 7 市町村広域連携会議議事録(様式第7号)
- 8 交付対象団体活動計画書(様式第8号)
- 9 認定農業者経営改善計画書(様式第9号)
- 10 交付対象団体活動実績報告書(様式第10号)
- 11 認定農業者農地集積促進交付台帳(様式第11号)
- 12 農地利用プラン(様式第12号)
- 13 委員会議事録(様式第13号)
- 14 担い手農地情報活用集積促進事業計画(実績)報告書(様式第14号)
- 15 農地利用プラン実績報告(2年目以降用)(様式第15号)
- 16 認定農業者経営改善計画達成状況報告書(様式第16号)
- 17 担い手農地情報活用集積促進事業計画(実績)報告書(全国農地保有合理化協会事業)(様式第17号)
- 18 担い手農地情報活用集積促進事業計画(実績)報告書(都道府県農業団体事業)(様式第18号)
- 19 担い手農地情報活用集積促進事業計画(実績)報告書(都道府県事業)(様式第19号)

附則(平成17年4月1日付け16経営第7980号)

- 1 次に掲げる通知は、廃止する。
  - (1) 農地流動化地域総合推進事業実施要領の運用について(平成15年4月1日付け14経営第6925号経営局長通知)
  - (2) 農地利用集積実践事業実施要領の運用について(平成15年4月1日付け14経営第7045号)
- 2 1の規定により廃止される通知に基づき、平成16年度までに実施した事業については、なお、従前の例により取り扱うものとする。